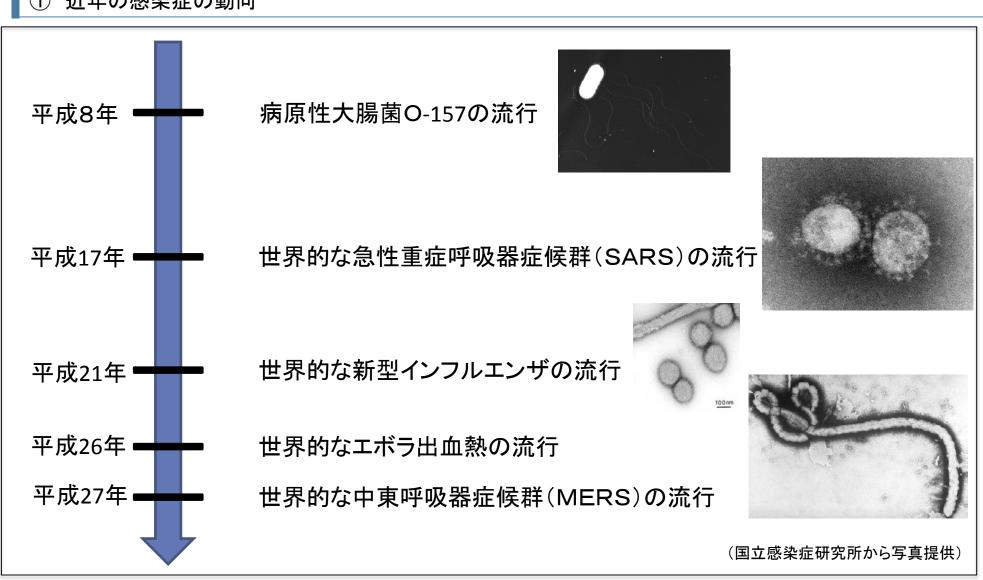
# 5 救急隊の感染防止対策

#### (1) 検討の背景・目的

① 近年の感染症の動向



#### (1) 検討の背景・目的

②-1 感染防止対策に関する消防機関における規則

〇救急業務に関する講習(消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第51条)等に救急器具・材料の消毒の項目を設けている。

実習及び行事 <u>救急用資器材の操作法、保管管理及び消毒、シミュレーション実</u>習、医療機関及び現場における実地 研修並びに入校式・修了式その他の行事

〇救急業務実施基準(昭和39年3月3日付自消甲教発第6号消防庁長官通知)には、感染症と疑われる傷病者を搬送した場合の消毒、救急自動車及び積載品の消毒について規定している。

(感染症と疑われる者の取扱い)

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条 に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を 搬送した場合は、隊員、准隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防 長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものと する。

(消毒)

- 第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。
  - 一 定期消毒 月一回
  - 二 使用後消毒 毎使用後
- 2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所(消防力の整備指針(平成十二年消防庁告示第一号)第二条第三号に規定する署所をいう。)及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキサイドガス滅菌器等の消毒用 資器材を備えるものとする。

#### (1) 検討の背景・目的

②-2 感染防止対策に関する消防機関における規則

〇救急隊員への感染防止対策の具体的な内容に関しては、「救急業務遂行中における感染防止対策について」で周知している。

- ・「救急業務遂行中における感染防止対策について」(昭和61年10月31日付消防救第108号消防庁救急救助室長通知)
  - 1. 感染防止対策の基本
    - : 感染症に関する講習会や、感染症と疑わしい傷病者と接触した場合の対応について 等
  - 2. 救急活動上の留意事項
    - :感染防止に関する具体的手順 等
  - 3. その他
- 〇以降の感染防止対策の周知については、感染症法の改正や重大な感染症発生時等に行ってきた。 (HIV、AIDS)

昭和62年「救急業務等の実施に当たってのAIDS感染防止対策の確立について」(消防庁次長通知)等(SARS)

平成15年「重症急性呼吸器症候群(SARS)の取り扱いについて」(消防庁救急救助課長通知)

(新型インフルエンザ)

平成21年「現在流行している新型インフルエンザへの対応に関する留意点等について」(消防庁救急企画室長通知)等 (エボラ出血熱)

平成26年 「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」(消防庁救急企画室長通知)等 (MERS)

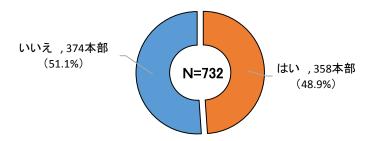
平成27年「中東呼吸器症候群の国内発生時の対応について」(消防庁救急企画室長通知)

(感染症法の改正)

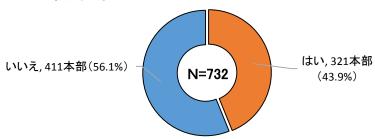
平成20年 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う取り扱い について」(消防庁救急救助課長通知) 等

#### (1) 検討の背景・目的

- ③ 感染防止対策の現状
- 〇感染防止対策マニュアルの整備や、救急隊員の感染暴露時の対応の整備は約半数の本部で不十分。
- 〇感染防止に関する消防職員への研修については、約半数の本部で行われておらず、そのあり方を含め改めて検討が必要。
  - 「感染防止対策マニュアル」を整備しているのは 358消防本部(48.9%)

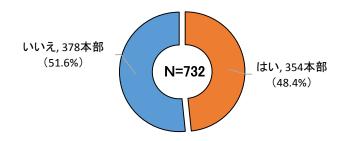


・感染暴露発生時の相談窓口を確保しているのは 321消防本部(43.9%)

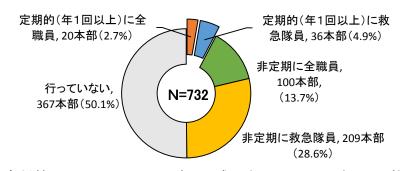


内、24時間対応可能なのは、213消防本部(全体の29%)

- 「針刺し事故対応マニュアル」を整備しているのは 354消防本部(48.4%)



・「感染防止に関する研修」を定期的(年1回以上)に 実施しているのは56消防本部(7.6%)で、 研修を行っていないのは367消防本部(50.1%)



平成29年度感染症対策についての現況調査(平成29年10月1日現在)から抜粋

#### (2) 今年度の検討

① 今年度の検討事項

〇感染防止対策マニュアルのひな形の策定(感染暴露時の対応含む)

〇消防機関における感染防止管理体制

#### ② WGの設置

〇感染症の専門家である医師等、既に感染防止対策マニュアルを作成している消防本部の職員および厚生労働省健康局結核感染症課の協力も得て、WGを設置する。

※五十音順

内田 美保 委員(公立小松大学 保健医療学部看護学科基礎看護学 教授)

忽那 賢志 委員(国立国際医療研究センター 国際感染症センター 国際感染症対策室 医長)

進藤 亜子 委員(都立駒込病院 感染管理認定看護師 感染症科病棟 看護師長)

豊岡 正則 委員(新潟市消防局救急課長)

本田 隆志 委員(出雲市消防本部警防課救急救命センター長)

間藤 卓 委員(自治医科大学救急医学教室 教授)

森田 正則 委員(堺市立総合医療センター 救命救急センター 副センター長)

吉田 眞紀子 委員(東北大学病院 検査部 助教)

(オブザーバー)

繁本 憲文 (厚生労働省健康局結核感染症課長補佐)

### (2) 今年度の検討

③ 開催スケジュール(イメージ)

